

海域における窒素に係る暫定排水基準の見直しについて



The Knights

2021年5月19日に環境省にて開催された中央環境審議会水環境・土壌農薬部会排水規制等専門委員会において、「窒素含有量(海域)に係る暫定排水基準の見直し」について検討されました。

窒素含有量においては1993年に環境基準の達成を図るため排水基準が設定され、一般排水基準を直ちに達成する事が困難であると認められる業種(59業種)に対して暫定排水基準が設定されました。この暫定排水基準は、これまでに5度見直しが行われ、現在の暫定排水基準は5業種の事業場に対して適用されています。

暫定排水基準の適用期限は、天然ガス鉱業が2021年9月末、その他の業種が2023年9月末となっていて、今回、天然ガス鉱業が適用期限を向かえるため、検討が行われました。

天然ガス鉱業においては2021年9月末までの暫定排水基準として160mg/Lが設定されていますが、今回検討された見直し案においては、現行の暫定排水基準を維持することが適当として、2023年9月末までの適用が予定されています。

当社では、多くの排水項目の分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください

資料 [2021年5月13日付 環境省報道発表資料](#)

環境検査箇所 荒木琢也

アスベストの事前調査承ります！

アスベストの使用の疑いのある建築物を解体する際には、アスベスト使用有無の事前調査が必要不可欠です。弊社は平成30年基安化発第0420第1号(厚生労働省通達)に対応した分析調査に対応可能です。詳細は下記 URL をご参照ください。

<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR18003.pdf>